

## 北区商店街環境整備事業補助金交付要領

### 第1 目的

この要領は、北区商店街環境整備事業補助金交付要綱（平成15年3月31日区長決裁）14北地産第1155号。以下「要綱」という。）に基づいて実施する北区商店街環境整備事業の運用に必要な事項を定め、その効果的かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要領に定める用語については、要綱で定める例による。

### 第3 事前協議申請

要綱第6条に基づく事前協議申請があった場合には、緊急性・必要性・予算状況・資金計画等を充分審査するものとする。

なお、基準単価を以下のように定めこれを超える場合は別途協議するものとする。

事業区分	基準単価
アーチの新設（1基）	3,000千円
改修（1基）	300千円
街路灯の新設（1基）	450千円
改修（1基）	80千円
道路のカラー舗装 （1㎡）	60千円
その他の共同施設 （総額）	50,000千円

2 再申請までの区間についての適用は以下のとおりとする。

- (1) 新設から10年以上経過していても、改修事業を利用し5年を経過していない場合は、原則として新設は認めない。
- (2) 改修事業については、法定耐用年数内の申請は原則として認めない。

### 第4 補助金交付申請

要綱第7条に基づく補助金交付申請時には、所定の様式に記入及び必要書類添付のうえ、事業経緯・資金計画及び業者選定経過についてヒアリングを行う。

### 第5 実績報告書

要綱第13条に基づく実績報告には、実績報告書のほか、必要書類を添付する。

また、実績報告時には、所定の様式に記入のうえ、事業効果等のヒアリングを行う。

提出時期は、事業実施後すみやかに提出する。また、支払時期については、補助金の額の確定後、都・区負担分を指定口座に支払うものとする。

## 第6 緊急性その他について

年度途中で自然災害その他の理由により補助金の交付申請をする場合は、必要書類の添付のうえ所定の様式に記入し区長に提出する。そして事業経緯・設備管理状況についてヒヤリングを行う。

- 2 審査の結果、適正と認められる場合には区単独事業で行うものとする。なお、この場合における補助率・補助限度額は別表のとおりとする。
- 3 実績報告時には、所定の様式に記入のうえ、事業内容・効果・今後の対策についてヒヤリングを行う。

提出時期は事業実施後速やかに提出するものとする。

別表 補助対象事業及び補助率一覧

補助対象事業	補助率	限度額
アーチの新設・改修	1/2以内	新設 1,000千円
		改修 150千円
街路灯の新設・改修		新設 150千円
		改修 40千円
その他の共同施設		500千円
道路のカラー舗装		1㎡ 20千円

(付 則)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。